

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 派遣要請先 〔通常〕 ⇒ 知事 ⇒ 自衛隊 〔通信途絶時〕 ⇒ 直接、自衛隊に通知 2 派 遣 要 請 事 項 ⇒ ①災害状況及び派遣要請理由、②派遣希望期間、 ③派遣希望区域及び活動内容、④その他参考事項 3 受入れ体制の整備 ⇒ ①必要資機材、②現場責任者の選定、③宿営予定地、 ④駐車場 4 ヘリポートの選定 ⇒ ①被災地との位置、 ②ヘリポート及び道路の被災状況の把握	公民協働推進室 自衛隊

住民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

知事に対する自衛隊の派遣要請の要求は、市長が行う。

本市及び府並びに関係機関の機能をもってしてもなお応急措置の万全を期し難い場合、又は事態が急迫し緊急措置を要する場合で、災害に際し、人命又は財産を保護するため、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に知事に対して派遣要請の要求を行う。

- 1 市長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、迅速に和泉警察署、消防本部等の関係機関と協議の上、知事に派遣要請の要求を行う。
- 2 知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた次の事項を明らかにし、電話又は口頭をもって依頼する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。
 - (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (4) その他参考となるべき事項
- 3 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

```
graph TD; A[大阪府知事（危機管理室）  
TEL 06-6944-6294 4871  
大阪府防災行政無線200-8920] -- 要請 --> B[陸上自衛隊第3師団司令部第3部防衛班  
TEL 0727-81-0021 内線333、夜間302  
大阪府防災行政無線 823-8900]; B -- 命令 --> C[第37普通科連隊 第3科事務室  
TEL 0725-41-0090 内線236、夜間302  
大阪府防災行政無線 825-8900]; D[市長] -- 通知 --> C; D -- 要請要求 --> A;
```

大阪府知事（危機管理室）
TEL 06-6944-6294 4871
大阪府防災行政無線200-8920

要 請

陸上自衛隊第3師団司令部第3部防衛班
TEL 0727-81-0021 内線333、夜間302
大阪府防災行政無線 823-8900

命令

市 長

通知

第37普通科連隊 第3科事務室
TEL 0725-41-0090 内線236、夜間302
大阪府防災行政無線 825-8900

要
請
要
求

第5 自衛隊の自発的出動基準

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整の下に適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

1 要請を待ついとまがない場合の災害派遣

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長、和泉警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) 運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における搜索又は救助活動を実施する場合
- (5) その他災害に際し、(1)から(4)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

2 防衛省施設の近傍等における災害派遣

自衛隊の庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は部隊を派遣することができる。

第6 派遣部隊の受入れ体制

自衛隊の派遣が決定した場合は、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるよう受入れ体制を確立する。

- 1 自衛隊の宿泊施設又は野営場所の準備を行う。
- 2 派遣部隊の到着場所、駐車場等については、あらかじめ和泉警察署と協議の上、適地を選定する。
- 3 派遣部隊及び関係機関との連絡調整を図るため現地責任者を選定し、府の現地連絡責任者とともに、自衛隊現場指揮官と協議の上、作業の推進を図る。
- 4 自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業内容・計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。
- 5 災害に際し、ヘリコプターの要請を行った場合は、被災状況に応じヘリポートを選定する。本市の災害時用臨時ヘリポートは、資料編に掲載のとおりである。

第7 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

区 分	活 動 内 容
被 害 状 況 の 把 握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避 難 の 援 助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭 難 者 等 の 捜 索 救 助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

区 分	活 動 内 容
水 防 活 動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消 防 活 動	「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務にあたるよう相互に調整する。
道 路 又 は 水 路 の 啓 開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
人 員 及 び 物 資 の 緊 急 輸 送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊 飯 及 び 給 水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物 資 の 無 償 貸 付 又 は 譲 与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危 険 物 の 保 安 及 び 除 去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

第8 撤収要請

市長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなつたと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、文書により速やかに知事に撤収の要請を行う。ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話で連絡し、後日速やかに文書を提出する。

資料編 ◦ 2－13 災害時用臨時ヘリポート一覧
 ◦ 3－6 自衛隊災害派遣要請（撤収要請）依頼書